

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a blue, serif font. The background of the slide features a dark blue geometric shape on the left and a lighter blue world map on the right.

JETRO

# インドにおけるコンテンツビジネスと税務

2025年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

# 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地プロフェッショナルファームAsiaWise Group（AsiaWise会計事務所・AsiaWise法律事務所・Wadhwa Law Offices）に作成委託し、2025年1月現在の情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびAsiaWise Groupは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびAsiaWise Groupが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課  
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND-info@jetro.go.jp

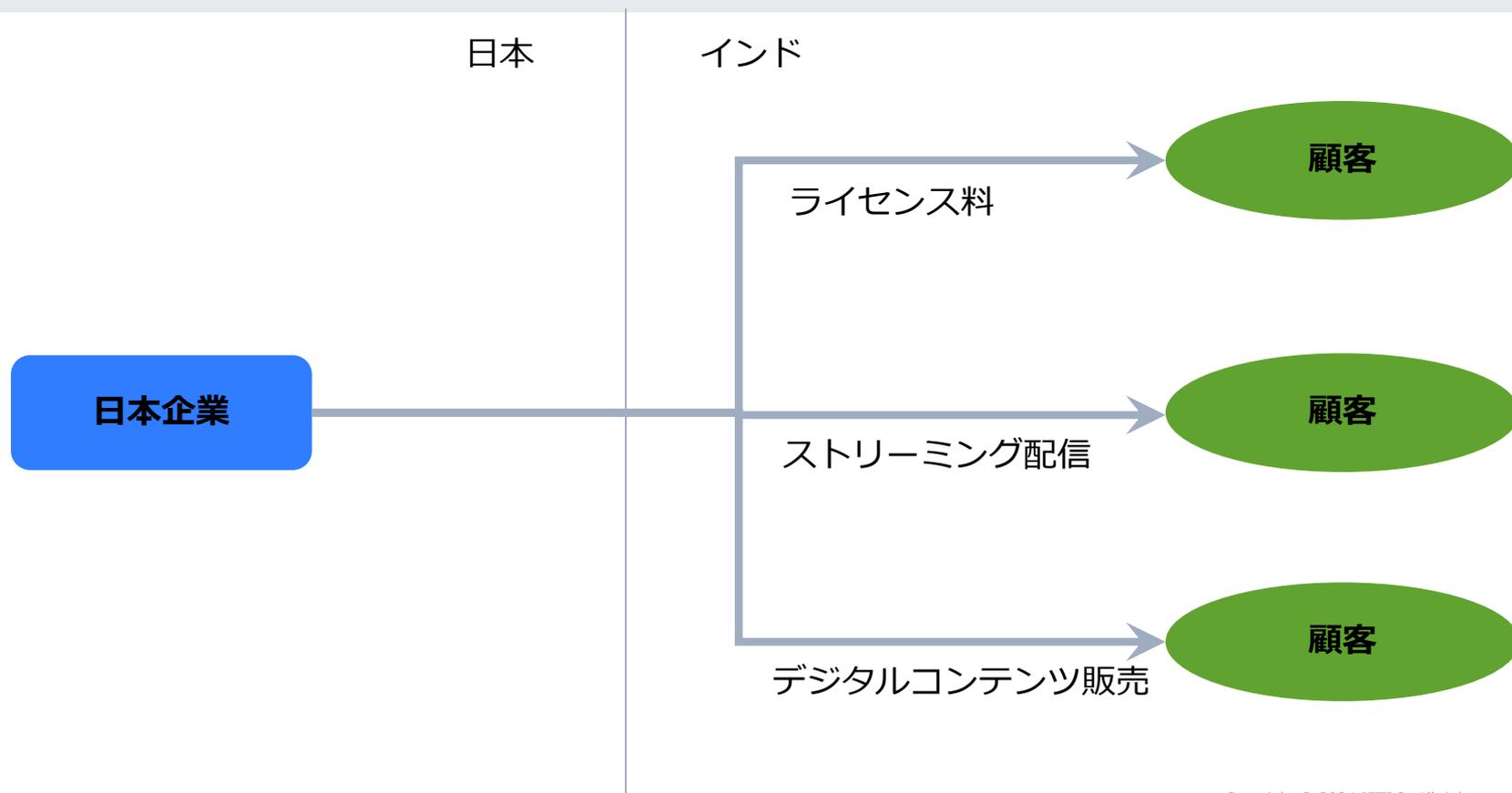
# 目次

1. コンテンツ関連収入の課税関係	3
2. コンテンツ関連収入と税務手続き	7
3. デジタル課税	9

# 1 | コンテンツ関連収入の課税関係

## ■ 概要

インドの法人所得税は、インド国内に恒久的施設（PE：Permanent Establishment）が存在しない限り課税されないことが原則である。しかしながら、使用料（ロイヤルティー）など特定の所得については、PEが存在しないとしても源泉地課税に基づき、債務者が所在する国での課税が認められている。コンテンツ関連収入については、インド国内法、日印租税条約に従い、源泉地課税の適用にも配慮しつつ課税関係を確認する必要がある。今回は、以下の取引を前提として、課税関係を整理する。



# 1 | コンテンツ関連収入の課税関係

## 1-1概要(直接税)：主要な収益モデルとその課税関係

収益モデル	収益の性質	日本での源泉地課税	インドでの法人所得税
ライセンス料	知的財産の使用許諾に基づくロイヤルティー (著作権の使用料)	対象	インド国内にPEが存在する場合に限り、法人所得課税の対象となる。法人所得税率は外国法人に対する税率が適用される(約38%)。
ストリーミング配信	コンテンツ視聴サービスの提供による利用料収入 (著作物の使用料)	NA	
デジタルコンテンツ販売	デジタルまたは物理的なコンテンツの販売 (著作物の使用料/譲渡対価)	NA	

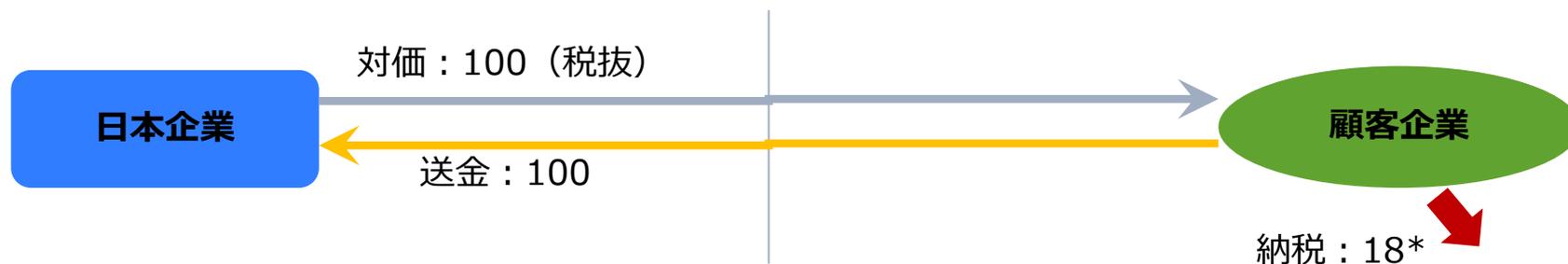
- 「著作権」の使用料は、本邦所得税法161条第1項第11号、日印租税条約第12条に規定される「使用料」に該当するが、「著作物」使用料は該当しないと解される。
  - 「著作権」の使用料：著作権の使用料とは、著作物の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化など、著作物の利用に対して支払われる対価を指す。
  - 「著作物」の使用料：著作物そのものの利用に対して支払われる対価を指す。
- コンテンツ事業を行うために拠点をインド国内に設置している場合、その拠点が「PE」と認定される場合は、インド法人所得課税の対象となる。
  - 人員の配置、事業を行う拠点の設置など

# 1 | コンテンツ関連収入の課税関係

## 1-2 概要(間接税)：主要な収益モデルとその課税関係

### BtoB：ロイヤルティー取引、電子サービスの提供

- インド顧客企業がリバースチャージ方式（RCM）での納税義務を負う。通常は、収益を計上する法人が、物品・サービス税（GST）を預かり、仕入等の際に支払ったGSTを相殺の上、残額を納税する。しかしながら、収益計上を行っている法人が、インド国外企業である場合、納税義務が転換され、サービス受領者であるインド顧客企業が納税義務を負う。なお、インド顧客企業においては、RCMに基づき支払ったGST金額を、仕入税額控除の対象とすることが可能となるため、通常、損益へのインパクトは生じない。
- 結果的に、日本企業によるGST登録、申告、納税義務は生じない。



\* GST料率18%と仮定した場合の参考値。顧客のGST申告において仕入税額控除の適用が可能となる。

### BtoC：電子サービスの提供

- BtoCの電子サービスの提供に該当する場合は、原則として日本企業がGST登録、申告、納税の義務を負う。

# 1 | コンテンツ関連収入の課税関係

## 1-3 GST料率：オンラインゲームに対する28%GSTの適用

### GST税率

- インドGSTは、18%を基本の税率としつつ、三つの軽減税率、一つの超課税率が設定され、結果的に税率は5段階とされている。

税率	対象
0%	生活必需品（パン、果物、牛乳など）
5%	医薬品、その他生活関連品（医薬品、砂糖、香辛料、小規模飲食店など）
12%	衣料品、その他生活関連品（携帯電話、その他日用品など）
18%	多くの物品、 <b>サービス</b>
28%	嗜好品、高級品（タバコ、自動車など）、 <b>ギャンブル</b>

- ライセンス料、通常のサービス対価については、18%の税率が適用される。
- 一方で、2023年10月以降、現実の通貨支払い、受け取り等を伴う**オンラインゲームサービス**については、ギャンブルと同様に取り扱われ、**28%が適用**されることとされている。
  - ✓ ゲーム内通貨を購入したとしても換金できない場合、購入したアイテムなどはゲーム内のみで使用され、外部取引ができない場合などは28%GSTの対象外となる。

## 2 | コンテンツ関連収入と税務手続き

- 日本法人が、インドで課税される場合の、インドでの税務登録、申告手続きとして必要となる項目の概要は以下のとおりである。

### 2-1 法人所得税関連

- ✓ インドにPEを設けていない場合であっても、インド源泉課税の対象となる所得が存在している場合は、インドでの確定申告義務を負う。
  - 日本企業がPAN（インド納税者番号）の取得が求められる：未取得の場合は、租税条約の適用が否定され、優遇税率の適用が認められない。
  - ①Form10F、②日本の管轄税務署が発行する居住者証明書、③PEを設置していないことの宣誓書（原則として支払者指定の様式）を支払者に提出することが、支払者より求められる。
    - Form10Fについては、電子申請が必須とされる。
  - 法人所得税確定申告書の作成、提出
    - インド源泉所得に関する部分の報告のみとなる。適切に源泉徴収が実施されている限り、申告書作成、提出時に追加税負担は生じない。
    - ただし、源泉徴収対象の収入が、インド移転価格税制の対象となる場合、移転価格税制対応を行うことも求められるので留意が必要。
- ✓ 日本法人がインドにPEを設けている場合は、当該PEに帰属する所得について納税義務を負う。
  - PE決算書の作成および独立会計士監査（インド勅許会計士、会計法人）の受領
  - PEにかかる法人所得税確定申告書の作成、提出、納税

## 2 | コンテンツ関連収入と税務手続き

- 日本法人が、インドで課税される場合の、インドでの税務登録、申告手続きとして必要となる項目の概要は以下のとおりである。

### 2-2 GST関連

#### **BtoB : ロイヤルティー取引、電子サービスの提供**

- ✓ ライセンス料の徴収、電子サービスの提供である場合、RCMでの課税対象となるため、日本企業（提供者）はGST登録、申告、納税義務を負わない。

#### **BtoC : 電子サービスの提供**

- ✓ オンライン情報データアクセス・検索（OIDAR）サービス\*を、インド国外企業がBtoCのかたちでインド消費者に提供する場合、当該国外企業はGST登録、申告、納税義務を負う。
  - 月次申告、納税、年次申告
- ✓ <対応案>
  - インド第三者企業を介在させることで申告納税義務を負わないかたち（BtoB形式）とする。
  - インド子会社等を設置の上、インド子会社名義で申告納税対応を行い、日本企業は当該インド子会社とのBtoB取引とする。
    - 移転価格税制対応が必要となる。

#### \*OIDARサービス

Online Information and Database Access or Retrieval (OIDAR) Services とは、インターネットまたは電子ネットワークを介して自動化された方法で提供される情報・データベースのアクセスまたは検索に関するサービスを指し、以下のようなサービスが含まれます。

- ✓ 電子書籍、音楽、映画、ソフトウェア、オンラインゲームのダウンロードやストリーミング
- ✓ クラウドベースのデータストレージやコンピューティングサービス
- ✓ オンライン広告、ウェブホスティング、SEOサービス
- ✓ 自動翻訳、オンライン学習プラットフォーム（LMS）などの電子的サービス

## 3 | デジタル課税

### ■ 概要

経済のデジタル化、グローバル化の進展により、現状の「PE」を基礎とする課税では経済実態を正しく反映した課税を行うことができないとの議論が生じている。国際的な課税所得の再分配を行う「デジタル課税」がOECDを中心として進められている。議論の決着には時間を要すると考えられるところ、インドでは先行して「平衡税」が導入されていた。しかしながら、平衡税は、2024年7月に公表された予算案において、同年8月以降徴収が停止されている。

### 3 平衡税の概要

OECD主導して進められている「デジタル課税」の導入までの間、インド独自のデジタル課税として導入された課税制度

項目	デジタル広告	ECマース取引
税率	6%	2%
対象	インド企業が海外企業に支払うオンライン広告費	インド消費者向けの海外EC事業の売上
納税義務者	インド企業（広告主）が源泉徴収し納付	海外EC事業者が直接納付

- ✓ 2024年8月以降、徴収されない。
- ✓ OECDが主導している「デジタル課税」については、予定どおりの導入が著しく困難。
- ✓ 今後の、インドデジタル課税の動きについては、継続して確認を行うことが必要。